

医療保険制度のお知らせ (その2)



高額療養費の 自己負担限度額などが 変わります

国の医療保険制度の見直しにより、以下の改正が平成29年8月から平成30年4月までの間で予定されています。

70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額が変更

今回の見直しの対象となる人

- ①70歳以上の国民健康保険被保険者
- ②後期高齢者医療被保険者
- ※70歳以上の低所得の人、70歳未満の人の自己負担限度額に変更はありません。

高額療養費制度は、1カ月に支払った保険診療の医療費が高額になり、個人または世帯の所得に応じて決められた自己負担限度額を超えた場合に、その限度を超えてお支払いいただいた金額を払い戻す制度です。

今回、高額療養費制度の見直しにより、平成29年8月から自己負担限度額が次のとおり変更となります。

所得区分	<平成29年7月まで> 自己負担限度額(月額)			→	<平成29年8月から> 自己負担限度額(月額)		
	外来 (個人)	入院 (個人) ※①	世帯合算		外来 (個人)	入院 (個人) ※①	世帯合算
現役並み 所得者 課税所得 145万円以上	44,400円	80,100円 + 1% ※② [44,400円※③]	80,100円 + 1% ※② [44,400円※③]		57,600円	80,100円 + 1% ※② [44,400円※③]	80,100円 + 1% ※② [44,400円※③]
一般 課税所得 145万円未満	12,000円	44,400円	44,400円		14,000円 ※④	57,600円 [44,400円※③]	57,600円 [44,400円※③]
低所得Ⅱ 住民税非課税	8,000円	24,600円	24,600円		8,000円	24,600円	24,600円
低所得Ⅰ 住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円	15,000円		15,000円	15,000円	15,000円

※① 後期高齢者医療被保険者のみを対象

※② 「+1%」は、医療費総額が267,000円を超えた場合に超過額の1%を負担

※③ 過去12カ月以内に3回以上、限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり限度額が下がります。

※④ 1年間(8月～翌年7月)の外来(個人)の自己負担額の合算額に、年間144,000円の上限があります。

■ 「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付 ■

「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」)の交付を事前に申請し、医療機関などに提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

医療費の支払いが高額になる見込みの人は、市民文化部保険年金室で申請してください(郵送でも可)。

※「限度額適用認定証」などの有効期限は、毎年7月31日です。すでにお持ちで引き続き必要な人は、更新申請をしてください。

申請に必要なもの

国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証、運転免許証などの本人確認書類
マイナンバー確認書類、印鑑、「限度額適用認定証」など(前年に交付を受けている人)

※後期高齢者医療被保険者は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」のみの交付となります。

※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料に未納があるときは、交付できない場合があります。

後期高齢者医療被保険者の入院時の食事代・居住費の変更

今回の見直しの対象となる人

後期高齢者医療被保険者

入院したときの食事代(食事療養標準負担額)、療養病床に入院したときの居住費(生活療養標準負担額)が次のとおり変更となります。

一般病床に入院したとき

所得区分		<平成30年3月まで> 1食当たりの食費	<平成30年4月から> 1食当たりの食費
現役並み所得者 課税所得145万円以上		360円 ※①	460円 ※①
一般 課税所得145万円未満			
低所得Ⅱ 住民税非課税	過去12カ月の入院日数が90日以内	210円	210円
	過去12カ月の入院日数が90日超 (長期入院該当) ※②	160円	160円
低所得Ⅰ 住民税非課税(所得が一定以下)		100円	100円

※① 保険医療機関の施設基準などにより、420円の場合もあります。

※② 指定難病患者の人は0円です。

療養病床に入院したとき

●入院医療の必要性の低い人

所得区分	<平成29年9月まで>		<平成29年10月から>	
	1食当たりの食費	1日当たりの居住費 ※②	1食当たりの食費	1日当たりの居住費 ※②
現役並み所得者 課税所得145万円以上	460円 ※①	320円	460円 ※①	370円
一般 課税所得145万円未満				
低所得Ⅱ 住民税非課税	210円		210円	
低所得Ⅰ 住民税非課税(所得が一定以下)	130円	130円		
老齢福祉年金受給者	100円	0円	100円	0円

※① 保険医療機関の施設基準などにより、420円の場合もあります。

※② 指定難病患者の人は0円です

●入院医療の必要性の高い人

所得区分	1食当たりの食費	1日当たりの居住費 ※②
現役並み所得者 課税所得145万円以上	<平成30年3月まで> 360円 ※①	<平成29年9月まで> 0円
一般 課税所得145万円未満	<平成30年4月から> 460円 ※①	
低所得Ⅱ 住民税非課税	過去12カ月の入院日数が90日以内	<平成29年10月から> 200円
	過去12カ月の入院日数が90日超(長期入院該当) ※③	<平成30年4月から> 370円
低所得Ⅰ 住民税非課税(所得が一定以下)	100円	

※① 指定難病患者の人、一定期間精神病床に入院中などの人は260円の場合もあります。

※② 指定難病患者の人、老齢福祉年金受給者は0円です。

※③ 長期入院該当の認定を受けている限度額認定証を医療機関の窓口へ提示した場合

問合先 市民文化部保険年金室(☎84-5005)、三重県後期高齢者医療広域連合(☎059-221-6883)